人吉球磨ブランドロゴマーク使用取扱規程

（趣旨）

第１条　この規程は、人吉球磨ブランドロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（使用承認申請）

第２条　ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめロゴマーク使用申請書（別記第１号様式）に必要な書類を添付して、人吉球磨観光地域づくり協議会（以下「観地協」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

（使用の承認）

第３条　観地協は、前条の規定による申請があった場合には、申請の内容を審査し、次の各号のいずれかに該当するときを除き、使用を承認するものとする。

（１）人吉球磨地域の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。

（２）ロゴマークを第５条に規定する使用上の遵守事項に基づき使用せず、又は使用しないおそれのあるとき。

（３）法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

（４） 特定の個人、政党、宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

（５）観地協の事業又は観地協が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがあるとき。

（６）消費者や利用者の利益を害すると認められるとき。

（７）その他観地協が不適当と認めたとき。

２　前項に規定する承認は、観地協のロゴマーク使用（変更）承認通知書（別記第２号様式）により申請者に通知するものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、ブランド戦略本部が特に認める団体等が使用する場合は、使用の承認に係る手続は不要とする。

（使用料）

第４条　ロゴマークの使用料は、当面の間無料とする。

（使用上の遵守事項）

第５条　第３条の規定による使用承認を受けてロゴマークを使用する者(以下｢使用者｣という。)は、デザインガイドライン及び次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）承認された用途のみに使用し、観地協が指示する使用条件に従うこと。

（２）ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

（３）期間を遵守すること。

（４）ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。

（５）ロゴマークを商品に使用する場合は、販売状況の調査に協力すること。

（完成品の提出）

第６条　使用者は、承認に係る物品等の完成品（完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真など外観がわかるもの）を当該物品等の完成後速やかに観地協に提出しなければならない。

（承認内容の変更）

第７条　使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめロゴマーク使用承認変更申請書（別記第３号様式）を観地協に提出し、その承認を受けなければならない。

２　前項に規定する承認は、ロゴマーク使用（変更）承認通知書（別記第２号様式）により申請者に通知する。

（承認の取消し）

第８条　観地協は、ロゴマークの使用がこの規程又は承認内容に違反していると認められた場合は、当該承認を取り消すことができる。

２　前項の承認の取消しは、ロゴマーク使用承認取消通知書(別記第４号様式) により申請者に通知する。

３　前２項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以降、当該承認に係るロゴマークの使用、配布及び掲示等をしてはならない。

（責任の制限）

第９条　前条の規定により、ロゴマークの使用承認を取り消した場合、使用承認を取り消された者又は第三者に損害が生じても、観地協はその責めを負わない。

２　ロゴマークの使用承認を受けた者がロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、観地協は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

（補則）

第１０条　この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、ブランド戦略本部が別に定める。

附　則

この規程は、令和元年５月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

第１号様式（第２条関係）

人吉球磨ブランドロゴマーク使用申請書

　　年　　月　　日

人吉球磨観光地域づくり協議会 会長 　様

申請者　住　所 〒

団体名

（氏　名）

代表者役職氏名 　　　　　　　　　　　　印

（担当者氏名　　　　　　　　　　　　）

電　話

Ｅ-mail

人吉球磨ブランドロゴマークの使用について、承認を受けたいので申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 使　用　目　的 |  |
| 使　用　内　容 |  |
| 使　用　期　間（最長３年間） | 　　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで |
| 商品販売の場合 | 製　品　名 |  |
| 製品の形状等 |  |
| 製 作 単 価 | 　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 製 作 数 量 |  |
| 販 売 単 価 | 　　　　　　　　　　　　　　円 |

* 申請者の概要及びロゴマークの使用イメージがわかる資料を添付してください。

第２号様式（第３条関係）

人吉球磨ブランドロゴマーク使用（変更）承認通知書

　年　　月　　日

　様

人吉球磨観光地域づくり協議会

会 長　 　印

年　　月　　日付けで（変更）申請のありました人吉球磨ブランドロゴマークの使用については、人吉球磨ロゴマーク使用取扱規程第３条第１項の規定に基づき審査した結果、下記のとおり承認します。

記

１　承認内容

２　承認番号

３　使用期間

第３号様式（第７条関係）

人吉球磨ブランドロゴマーク使用承認変更申請書

　年　　月　　日

人吉球磨観光地域づくり協議会 会長 　様

申請者　住　所 〒

団体名

（氏　名）

代表者役職氏名 　　　　　　　　　　　　印

（担当者氏名　　　　　　　　　　　　）

電　話

Ｅ-mail

年　　月　　日付け承認番号第　　号で承認を受けた人吉球磨ブランドロゴマークの使用について、変更の承認を受けたいので申請します。

（変更内容）

※ 変更前の使用承認通知書を添付してください。

※ 変更前と変更後を対比して記入してください。

第４号様式（第８条関係）

人吉球磨ブランドロゴマーク使用承認取消通知書

　年　　月　　日

　様

人吉球磨観光地域づくり協議会

会 長 　　　　　　印

年　　月　　日付けで（変更）申請のありました人吉球磨ブランドロゴマークの使用については、下記の理由により使用承認を取り消します。

記

（取消理由）